

大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学
連合小児発達学研究所大阪校における招へい教員等の受入れ基準

第1条 この基準は、国立大学法人大阪大学招へい教員等の受入れに関する規程第2条の規定に基づき、大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所（以下「研究科」という。）大阪校に招へい教員等（無報酬）を受入れる場合の基準について定めるものとする。

第2条 招へい教員等として受入れることができる者は、研究科における教育・研究活動を推進するにふさわしい能力を有すると認められる者とする。

第3条 招へい教員等を受入れる場合は、受入れ研究領域の長から招へい教員等候補者（以下「候補者」という。）の経歴、研究業績等の資料（以下「選考資料」という。）を添え、研究科長に推薦する。

第4条 前条の推薦があった場合、教授会において候補者の選考を行う。ただし、研究科の教員の経歴を有する者にあつては、選考資料を省略することができるものとする。

第5条 招へい教員等の受入れ期間は、当該年度内とする。ただし、教授会が必要と認めるときは、受入れ期間を延長することができる。この場合、選考資料の添付を省略することができる。

第6条 招へい教員等として受入れを決定した者のうち、大学の教授又は准教授に準ずる資格を有すると認められる者については、招へい教授又は招へい准教授の称号を付与することができる。

第7条 招へい教員等の損害保険の保険料負担については、別に定める。

第8条 この基準の解釈について疑義のある場合は、教授会の議により決定する。

附 則

この基準は、平成21年7月22日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。